

火薬類取締法関係手数料条例新旧対照表（抄）

改正案		現行	
第一条から第四条まで（現行のとおり） 別表（第二条関係）			
一 令第十六条第一項第一号の規定に基づく法第三条に規定する火薬類の製造の許可の申請に対する審査 二から四まで（現行のとおり） 五 令第十六条第一項第一号の規定に基づく法第十五条第一項又は第二項に規定する火薬類の製造施設の完成検査	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
第一条から第四条まで（略） 別表（第二条関係）			
一 令第十二条第一項第一号の規定に基づく法第三条に規定する火薬類の製造の許可の申請に対する審査 二から四まで（略） 五 令第十二条第一項第一号の規定に基づく法第十五条第一項又は第二項に規定する火薬類の製造施設の完成検査	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

<p>六 法第十五条第一項又は第二項に規定する火薬庫の完成検査</p> <p>七から十三まで（現行のとおり）</p> <p>十四 令第十六条第一項第一号の規定に基づく法第三十条第一項に規定する特定施設に係る保安検査又は同項の規定に基づく火薬庫に係る保安検査</p>	<p>（現行のとおり）</p>	<p>（現行のとおり）</p>	<p>（現行のとおり）</p>
<p>六 令第十二条第一項第二号の規定に基づく法第十五条第一項又は第二項に規定する火薬庫の完成検査</p> <p>七から十三まで（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>